

奈良教育大学学術リポジトリの運用に関する要項

平成18年10月19日  
制 定

改正 平成23年3月24日規則第22号

(趣旨)

第1 奈良教育大学学術情報教育研究センター（以下「センター」という。）において運用する奈良教育大学学術リポジトリ（以下「学術リポジトリ」という。）に関する事項は、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2 この要項において「学術リポジトリ」とは、奈良教育大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生が作成に関わった教育・研究成果を登録して収集・蓄積し、本学をはじめ国内外に広く提供することにより、教育・学習活動の支援と研究活動の推進を図るとともに、インターネットを通じて学内外に無償で公開することをいう。

(登録者)

第3 学術リポジトリに教育・研究成果を登録することができる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 本学の教職員、学生及び関連する研究者並びに教職員であった者。
- 二 その他、本学学術情報教育研究センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者。

(教育・研究成果の公開要件)

第4 学術リポジトリにより公開することができる教育・研究成果は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 一 登録者が、本学在籍中に、単独又は他の者と共同で作成した教育・研究成果であること。
- 二 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。
  - ア 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
  - イ 情報セキュリティに関する事項
  - ウ 守秘義務に関する事項
- 三 その他公開することについて問題が生じないものであること。

(教育・研究成果の取扱い)

第5 学術リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、別に定める登録要領に従い登録するものとする。

2 センターは、登録者から提供された教育・研究成果について著作権等の権利関係その他当該成果の公開に係る関係法令等を調査のうえ、公開の可否を判断し、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- 一 公開に支障がないと判断した場合、教育・研究成果のタイトル、著者名等を確認したうえで、学術リポジトリに保存して公開する。
- 二 公開に支障があると判断した場合、登録者にその旨を通知し、当該成果を返却する。

(利用条件)

第6 学術リポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者は、その利用が著作権

法（昭和45年法律第48号）に規定する私的使用目的の複製，引用等の権利制限の範囲を超える場合には，センターを通じて，当該成果の著作権者から許諾を得なければならない。

（雑則）

第7 この要項に定めるもののほか，学術リポジトリの運用に関し必要な事項は，センター長が定める。

附 則

この要項は，平成18年10月19日から施行する。

附 則（平成23年規則第22号）

この要項は，平成23年3月24日から施行する。